

令和8年 6月 1日
部署名：契約管財課
電話：0942-65-7067

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

所在地 東京都港区港南二丁目15番2号
商号又は名称 株式会社大林組

2 指名停止の期間

令和8年6月1日から令和8年6月30日まで（1か月間）

3 事実概要

株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害について、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、同社及び同社社員2名が、労働安全衛生法違反により、令和8年3月24日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止の理由

上記の事実は、筑後市指名停止等措置要綱別表2第12項（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【筑後市指名停止等措置要綱 別表2】

措置要件		期間
不正又は不誠実な行為	12 前各項及び別表1に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内